

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第41号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 避難 所	<p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、<u>野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1</p>	1 収容 施設の 供与	(1) 避難 所	<p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することができないときは、<u>野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1</p>

		<p>人1日当たり<u>340円</u>以内とする。 エ～カ 略</p>			<p>人1日当たり<u>350円</u>以内とする。 エ～カ 略</p>	
	(2) 応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p>		(2) 応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,883,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p>	
2 炊き出しその他のによる食品の給	(1) 炊き出しその他のによる食品の給	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり</p>		2 炊き出しその他のによる食品の給	(1) 炊き出しその他のによる食品の給	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり</p>

与及び飲料水の供給	与	1,230円以内とする。 エ 略																				
	(2) 略																					
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略																					
	ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																					
	季別 世帯区分	<table border="1"> <tr> <td>夏季（4月から9月まで。以下同じ。）</td> <td>冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>1人世帯</td> <td>19,200円</td> <td>31,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,600円</td> <td>41,100円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>36,500円</td> <td>57,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>43,600円</td> <td>66,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>55,200円</td> <td>84,300円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>55,200円 に5人を 超える1 人につき 8,000円</td> <td>84,300円 に5人を 超える1 人につき 11,600円</td> </tr> </table>	夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）	1人世帯	19,200円	31,800円	2人世帯	24,600円	41,100円	3人世帯	36,500円	57,200円	4人世帯	43,600円	66,900円	5人世帯	55,200円	84,300円	6人以上の世帯	55,200円 に5人を 超える1 人につき 8,000円	84,300円 に5人を 超える1 人につき 11,600円
夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）																					
1人世帯	19,200円	31,800円																				
2人世帯	24,600円	41,100円																				
3人世帯	36,500円	57,200円																				
4人世帯	43,600円	66,900円																				
5人世帯	55,200円	84,300円																				
6人以上の世帯	55,200円 に5人を 超える1 人につき 8,000円	84,300円 に5人を 超える1 人につき 11,600円																				

与及び飲料水の供給	与	1,330円以内とする。 エ 略																				
	(2) 略																					
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ア・イ 略																					
	ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																					
	季別 世帯区分	<table border="1"> <tr> <td>夏季（4月から9月まで。以下同じ。）</td> <td>冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>1人世帯</td> <td>19,800円</td> <td>32,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>25,400円</td> <td>42,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>37,700円</td> <td>59,000円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>45,000円</td> <td>69,000円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>57,000円</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>57,000円 に5人を 超える1 人につき 8,300円</td> <td>87,000円 に5人を 超える1 人につき 12,000円</td> </tr> </table>	夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）	1人世帯	19,800円	32,800円	2人世帯	25,400円	42,400円	3人世帯	37,700円	59,000円	4人世帯	45,000円	69,000円	5人世帯	57,000円	87,000円	6人以上の世帯	57,000円 に5人を 超える1 人につき 8,300円	87,000円 に5人を 超える1 人につき 12,000円
夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）																					
1人世帯	19,800円	32,800円																				
2人世帯	25,400円	42,400円																				
3人世帯	37,700円	59,000円																				
4人世帯	45,000円	69,000円																				
5人世帯	57,000円	87,000円																				
6人以上の世帯	57,000円 に5人を 超える1 人につき 8,300円	87,000円 に5人を 超える1 人につき 12,000円																				

	を加算した額	を加算した額
--	--------	--------

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季	冬季
	1人世帯	<u>6,300円</u>
2人世帯	<u>8,400円</u>	<u>13,200円</u>
3人世帯	<u>12,600円</u>	<u>18,800円</u>
4人世帯	<u>15,400円</u>	<u>22,300円</u>
5人世帯	<u>19,400円</u>	<u>28,100円</u>
6人以上の世帯	<u>19,400円</u> に5人を超える1人につき <u>2,700円</u> を加算した額	<u>28,100円</u> に5人を超える1人につき <u>3,700円</u> を加算した額

エ 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止	ア 略 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が
---------------	-----------------	--

	を加算した額	を加算した額
--	--------	--------

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季	冬季
	1人世帯	<u>6,500円</u>
2人世帯	<u>8,700円</u>	<u>13,600円</u>
3人世帯	<u>13,000円</u>	<u>19,400円</u>
4人世帯	<u>15,900円</u>	<u>23,000円</u>
5人世帯	<u>20,000円</u>	<u>29,000円</u>
6人以上の世帯	<u>20,000円</u> に5人を超える1人につき <u>2,800円</u> を加算した額	<u>29,000円</u> に5人を超える1人につき <u>3,800円</u> を加算した額

エ 略

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理	(1) 住家の被害の拡大を防止	ア 略 イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が
---------------	-----------------	--

	<p>するための緊急の修理</p> <p>必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり<u>50,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>
(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>706,000円</u></p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>343,000円</u></p> <p>エ 略</p>

6の2 略

7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>4,800円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>5,100円</u>以内</p>
----------	---

	<p>するための緊急の修理</p> <p>必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり<u>51,500円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>
(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 <u>717,000円</u></p> <p>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>348,000円</u></p> <p>エ 略</p>

6の2 略

7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>5,200円</u>以内</p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>5,500円</u>以内</p>
----------	---

	<p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,600円以内</u></p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>219,100円以内</u>、小人<u>175,200円以内</u>とする。</p> <p>エ 略</p>
9 略	
10 死体の処理	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき<u>3,500円以内</u></p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,500円以内</u>（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>
11 障害物の除去	ア 略

	<p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>6,000円以内</u></p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>226,100円以内</u>、小人<u>180,800円以内</u>とする。</p> <p>エ 略</p>
9 略	
10 死体の処理	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき<u>3,600円以内</u></p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,700円以内</u>（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>
11 障害物の除去	ア 略

	<p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>138,700円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>		<p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>140,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>
12 略		12 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。